

定第201号議案

鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例一部改正の件

鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月18日

提 出

鹿児島市議会議員	中元 かつあき
〃	三反園 輝男
〃	向江 かほり
〃	山下 要
〃	こじま 洋子
〃	平山 タカヒサ
〃	霜 出 佳 寿
〃	米山 たいすけ
〃	大園 たつや
〃	松尾 まこと
〃	古江 尚子
〃	のぐち 英一郎

鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

第3条第1項中「月額270,000円以内で」を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

政務活動費において会派が雇用する事務補助員に係る当該月分の雇用に要する経費の見直し

を行うものである。

(参 照)

鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（交付額及び交付の方法）

第3条 政務活動費は、各月の1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額150,000円を乗じて得た額と、基準日において現に会派が雇用している事務補助員に係る当該月分の雇用に要する経費として月額270,000円以内で市長が別に定める基準により算定した額との合算額を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付する。

2～6 略す